

特定収入関係チェックシート等を確認

補助金等の仕入税額控除、調整計算に係る審理は



会計検査院から特定収入に係る仕入税額控除の調整計算について、申告審理が十分に行われていないと指摘された国税庁は昨年8月、補助金等に係る消費税の取扱いを関係府省庁と連携して周知するための「事務連絡」を发出し、庁消費税室と各府省庁補助金等事務担当者との事務フローを示している。また、同庁は、各国税局等への消費税の申告審理に関する「事務連絡」において、「消費税の申告審理チェックシート（特定収入関係）」を活用した審理の実施を指示したほか、当該チェックシートの内容を申告審理に係る執務関係資料に反映することで、公共・公益法人等に係る消費税の申告審理体制の充実を図っているもようだ。

用途特定文書の提出を求めないなど申告審理不十分

消費税法上、国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共・公益法人等）又は人格のない社団等（以下「調整対象事業者」という）は、資産の譲渡等の対価以外の一定の収入（特定収入）により賄われる課税仕入れ等に係る税額について、仕入税額控除の対象から除外する調整（調整計算）を行うこととされている（消法60④）。

特定支出のみの使用であれば……

また、補助金収入など資産の譲渡等の対価以外の収入（補助金等）のうち、法令又は交付要綱等により、給与など、課税仕入れに係る支出以外の一定の支出（特定支出）にのみ使用することが明らかになっている場合や法令又は交付要綱等により用途が特定されないものの、国又は地方公共団体が合理的な方法

により補助金等の用途を明らかにした文書（用途特定文書）において特定支出にのみ使用することが明らかになっている場合には、当該補助金等は調整計算の対象となる特定収入に該当しないこととされている（消令75①六イ、ロ）。

病床確保補助金を検査

会計検査院は、法令又は交付要綱等で用途が明らかにされていない補助金を収受した調整対象事業者が提出した消費税確定申告書の申告審理で用途特定文書等の提出を求めないなど、調整計算に関する申告審理が十分に行われていない事態について指摘した。なお、会計検査院は、コロナ交付金を原資として医療機関に交付された病床確保補助金について検査を行っている（「令和5年度決算検査報告」参照）。